

第1章 総説

第1節 町の概要

1 地勢

本町は、埼玉県東部にあり、都心から40km圏に位置し、東は江戸川を隔てて千葉県、南は春日部市と庄和町、西は宮代町と久喜市、北は幸手市に接しております。

総面積は30.0km²であり、東西約10km、南北に約7kmの広がりをもつ、鷲が翼を広げたような形をしています。本町の東西の両端を江戸川と大落古利根川が流れ、さらに中川・倉松川など多数の中小河川・水路が町内を流下し、豊かな水を利用した田園風景が広がっています。

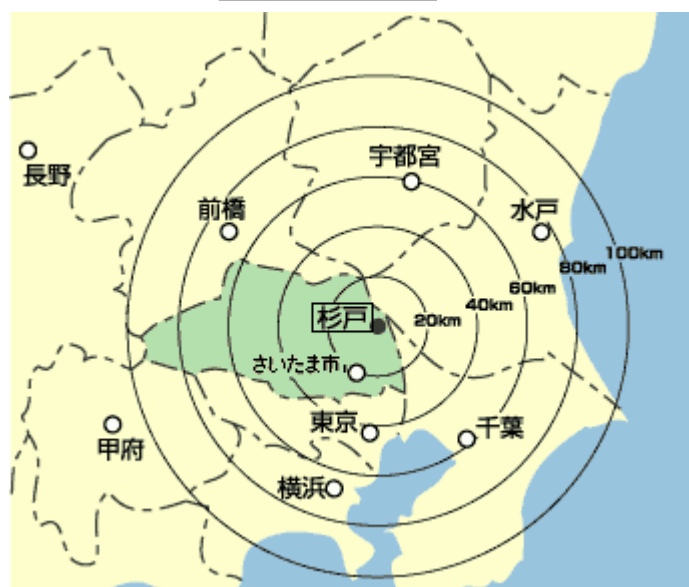
地勢は、東部に標高10m以上の下総台地と呼ばれる洪積世からなる台地があるものの、町内の大部分は標高10m以下の中川低地と呼ばれる沖積世の低地となっています。

気候は、関東平野のほぼ中央部に位置することから、年間を通じては太平洋型の気候ですが、夏冬には内陸性の気候となっています。

杉戸町の位置

経度	東経 139°42' ~ 139°48'	
緯度	北緯 36° ~ 36°04'	
広さ	東西約 10 km	南北約 6.9 km
海拔	最高 19.2 m	最低 4.7 m
面積	30.00 km ² (3,000 ha)	

杉戸町の位置



2 歴史

本町の歴史は、これまでに発掘された遺跡や遺物などから、東部地域に広がる下総台地の発展が最も古く、この地域から約 23,000 年前の旧石器時代の石器が出土しています。また、縄文時代の遺跡として貝塚や集落跡なども発見されています。

古墳期には目沼・木野川地域を中心に大規模な古墳群が形成されており、また、古墳期から奈良期にかけての竪穴式住居跡が低地からも多数発見されています。

鎌倉時代から江戸時代初期にかけては、鎌倉街道が通るなど上杉戸と高野の地が交通の要所となっていました。

江戸時代に入り、元和 2 年（1616 年）に幕府が日光街道をつくり、周囲の農家を街道沿いに集めたことにより、現在の愛宕神社付近に杉戸宿の町並みが形成されました。

明治の初期には、集落単位で構成されるいくつもの郷村に分かれていましたが、明治 12 年（1879 年）に北葛飾郡杉戸町として発足、明治 22 年（1889 年）の町村合併、昭和 30 年代前半の町村合併により、現在の杉戸町となりました。また、昭和 40 年代以降都市化の進展に伴い、人口も着実に増加し、東京近郊の住宅都市としての役割を担ってきています。

復元古代住居



復元古代住居（泉小学校）

鷲神社付近から検出された古墳時代の住居址に端を発し、できるだけ史実に基づいた古代住居が復元されました。

浅間塚古墳

浅間塚古墳（10号墳）

当初は、直径約 40m 高さ 8m の円墳と考えられていましたが、その後の調査で全長 50m を超える前方後円墳であったことが確認されています。

杉戸町の古墳としては、目沼古墳群や木野川古墳群があり、町の指定文化財となっています。



3 自然

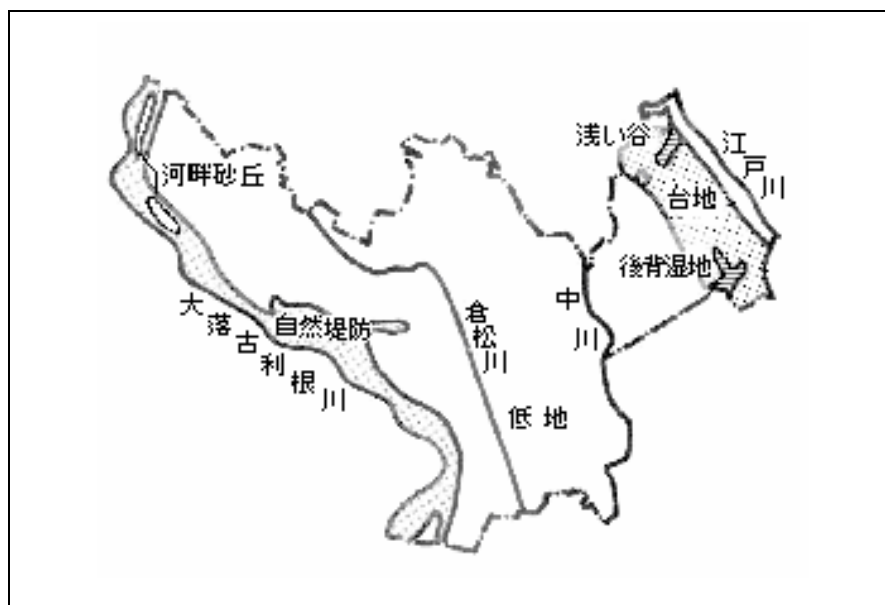
現在の杉戸町は、広大な関東平野のほぼ中心に位置していますが、かつて海底に沈んでいた時期があります。長く続いた氷河期が終わり気候の温暖化がはじまった1万2千年～1万年前、氷河が溶けて海水面が上昇し、海岸線は内陸部へと侵入してきました。

そして、縄文時代前期（約6千年前）には、江戸川沿いの台地を残して、すべて海底に沈んでしまいました。その後は徐々に海岸線が後退して現在に至っています。

町域は、千葉県から続く下総台地末端が西に延びて古利根川・中川等の形成した沖積低地と出会うあたりに広がっており、大半が河川により形成された自然堤防と氾濫原から構成されています。また町域東部の下総台地は千葉県側と陸続きであったものが江戸時代に江戸川が掘削されたことによって分断されて、江戸川右岸のみが現在の町域に含まれました。標高は、台地部分と西部を流れる古利根川の自然堤防上の一部でわずかに小高い地点がある他は、ほぼ全域が10m以下で、全体に地形的変化に乏しい平坦な地域となっています。

低地の水田地帯は、農地整備により、大型かつ整然とした区画に整備され、さらに西部の水田地帯を中心に市街化、宅地化が進んで、杉戸町の現風景といえる屋敷林の点在する水田風景も変貌しつつあります。

杉戸町の地形分布図



(出典：杉戸町地域防災計画)

4 人口

本町の平成 15 年 10 月 1 日現在の人口は 47,645 人であり、世帯数は 16,353 世帯、一
世帯当りの平均人員は 2.9 人となっています。昭和 40 年代頃からの上昇傾向はほぼ収束
し、現在はほぼ同程度の人口で推移しています。

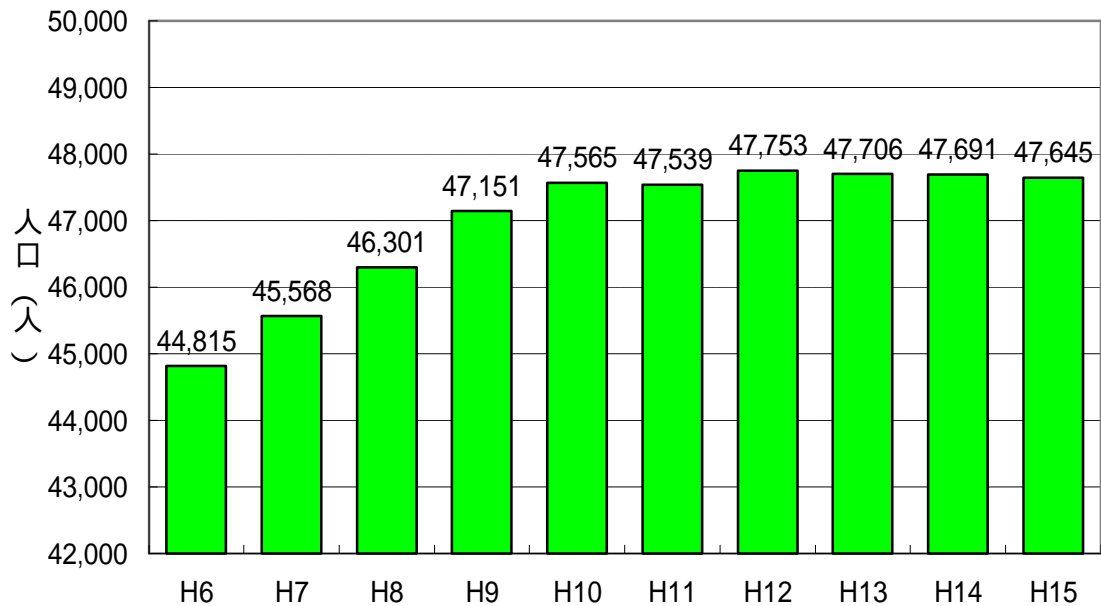
人口の動態

(各年 10 月 1 日現在)

年次	世帯数	人口(人)			1世帯平 均人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
		計	男	女		
平成 6 年	13,534	44,815 (155)	22,608	22,207	3.3	1,494
平成 7 年	14,006	45,568 (166)	23,050	22,518	3.3	1,519
平成 8 年	14,514	46,301 (193)	23,418	22,883	3.2	1,543
平成 9 年	14,984	47,151 (203)	23,749	23,402	3.1	1,572
平成 10 年	15,282	47,565 (217)	23,897	23,686	3.1	1,586
平成 11 年	15,477	47,539 (208)	23,832	23,707	3.1	1,585
平成 12 年	15,723	47,753 (208)	23,909	23,844	3.0	1,592
平成 13 年	15,843	47,706 (238)	23,952	23,754	3.0	1,590
平成 14 年	16,026	47,691 (261)	23,941	23,750	3.0	1,590
平成 15 年	16,353	47,645 (280)	23,957	23,688	2.9	1,588

注)()内は外国人

資料：町民課



5 土地利用

(1) 地目別土地利用の状況

下表は、本町の土地利用の状況です。田の占める割合が最も多く、全体の 38.2% を占めています。田と畑を合わせると、町全体の半分以上を占めていますが、宅地化が進み、農地が減る傾向にあります。

地目別土地利用の状況

項目	平成 8 年 1 月 1 日現在		平成 15 年 1 月 1 日現在	
	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)
田	11.94	39.80	11.47	38.24
畑	3.89	12.97	3.87	12.90
宅地	5.78	19.27	6.29	20.97
池沼	0.22	0.73	0.04	0.13
山林	0.31	1.03	0.22	0.73
原野	0.01	0.03	0.01	0.03
雑種地	1.22	4.07	1.19	3.97
その他	6.63	22.10	6.91	23.03
総面積	30.00	100.00	30.00	100.00

資料：税務課

(2) 都市計画区域の状況

本町は、下表に示すように行政区域面積の 13.3% が用途地域に指定されており、残りの大部分が市街化調整区域となっています。また、用途地域の約 8 割が住居地域として指定されています。これは、都市近郊のベッドタウンとして住宅団地の整備や宅地化が進められたことを表しています。

都市計画区域指定状況

種類	面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域面積	3,000.0	100.0
都市計画区域面積	3,000.0	100.0
市街化区域	400.4	13.3
市街化調整区域	2,599.6	86.7
用途地域	400.4	13.3
第一種中高層住居専用地域	108.5	(27.1)
第二種中高層住居専用地域	62.2	(15.5)
第一種住居地域	119.5	(29.8)
第二種中住居地域	12.4	(3.1)
準住居地域	11.0	(2.8)
近隣商業地域	26.8	(6.7)
準工業地域	31.2	(7.8)
工業専用地域	28.8	(7.2)

資料：都市整備課

6 産業

本町では、「力強く地に根を下ろした地域産業を育てるまち」をまちづくりの基本目標の1つに掲げています。魅力ある地域づくりを推進し、活力ある地域産業の振興を図るため、農業では、農業生産の基盤として「アグリパークゆめすぎと」の活用を推進するとともに、その機能を十分に生かし農業の活性化を推進しています。また、商業では、地域性を生かした商店街の環境整備に努め、活性化を図っています。

さらに、工業では、杉戸深輪産業団地や本郷工業専用地域への企業誘致に努めることにより、農業・商業・工業のバランスがとれた、柔軟で活力のある産業活動を展開できる基盤づくりに努めています。

下表は産業別就業人口の変化を表します。表に示すのとおり、就業人口の総数は年々増加しています。

第一次産業のほぼ全てを占める農業就業者数は、平成12年において15年前の約半分にまで減少しており、第一次産業の高齢化、後継者不足が深刻になっています。

第二次産業は、平成7年まで就業者数が増加していますが、近年の景気低迷による影響を受けて近年では減少傾向に転じています。しかし、杉戸深輪産業団地や本郷工業専用地域への企業誘致を促進することで、第二次産業の活性化が期待されます。

第三次産業は、各業種全般的に就業人口も増加を続けており、今後も本町の産業の中心として発展していくものと思われます。

産業別就業人口の変化

(各年10月1日現在)

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	
総 数	16,648	100.0	20,000	100.0	22,886	100.0	23,508	100.0	
第 一 次	計	1,584	9.5	1,157	5.8	1,003	4.4	838	3.6
	農業	1,579	9.5	1,156	5.8	1,002	4.4	836	3.6
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	5	0	1	0	1	0	2	0
第 二 次	計	6,044	36.3	7,348	36.8	7,818	34.2	7,201	30.6
	鉱業	4	0	2	0	8	0	4	0
	建設業	1,420	8.5	1,878	9.4	2,325	10.2	2,215	9.4
	製造業	4,620	27.8	5,468	27.4	5,485	24.0	4,982	21.2
第 三 次	計	8,981	54.0	11,448	57.2	14,020	61.2	15,360	65.3
	卸・小売業	3,759	22.6	4,583	22.9	5,106	22.3	5,517	23.5
	金融・保険・不動産業	668	4.0	948	4.8	1,152	5.0	1,049	4.5
	運輸・通信業	1,275	7.7	1,441	7.2	1,980	8.7	2,205	9.4
	電気・ガス・水道業	128	0.8	141	0.7	128	0.6	156	0.7
	サービス業	2,596	15.6	3,609	18.0	4,790	20.9	5,386	23.0
	公務	555	3.3	726	3.6	864	3.8	1,047	4.5
分類不能	39	0.2	47	0.2	45	0.2	109	0.5	

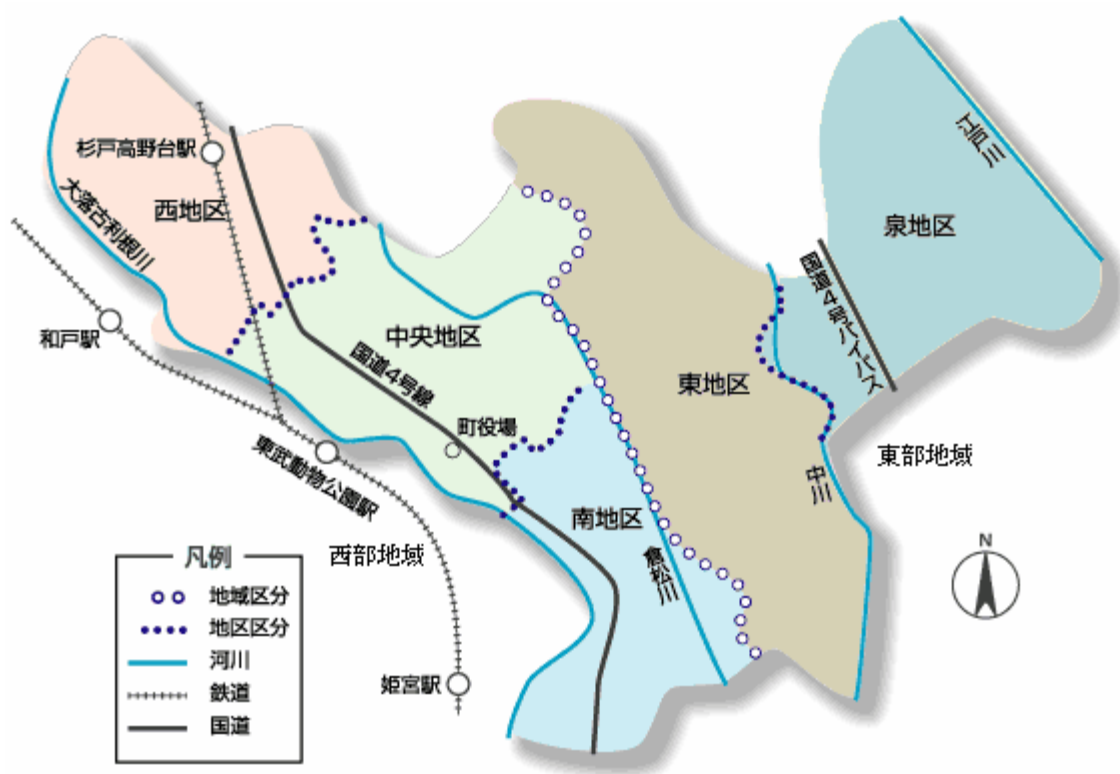
資料：国勢調査

7 交通

本町は、首都 40km 圏にあり、主要な幹線道路として国道 4 号が町の西側を通過しているほか、国道 4 号バイパスが町の東側を通過し、広域的な交通網の要となっています。

鉄道交通については、本町内及び宮代町内に東武鉄道が通過し、杉戸高野台駅及び東武動物公園駅(宮代町内)が設置されています。東武動物公園駅は、東武伊勢崎線と東武日光線の分岐点であると同時に、地下鉄日比谷線・半蔵門線・東急田園都市線との相互乗り入れにより通勤・通学などにおいて大きな役割を果たしています。

バス路線は、東武動物公園駅を起点とする境車庫線、西宝株花車庫線、杉戸高野台駅と幸手駅を結ぶ幸手駅前杉戸高野台駅線の 3 路線が設置されていますが、各線とも運行本数などの点において利便性はあまり高くない状況にあります。



西部地域 (西地区・中央地区・南地区)

概ね倉松川と西端を流れる大落古利根川にはさまれ、本町の市街化区域の大部分が含まれる地域。

東部地域 (東地区・泉地区)

概ね倉松川と東端を流れる江戸川にはさまれ、農地系地域として発展してきた地域

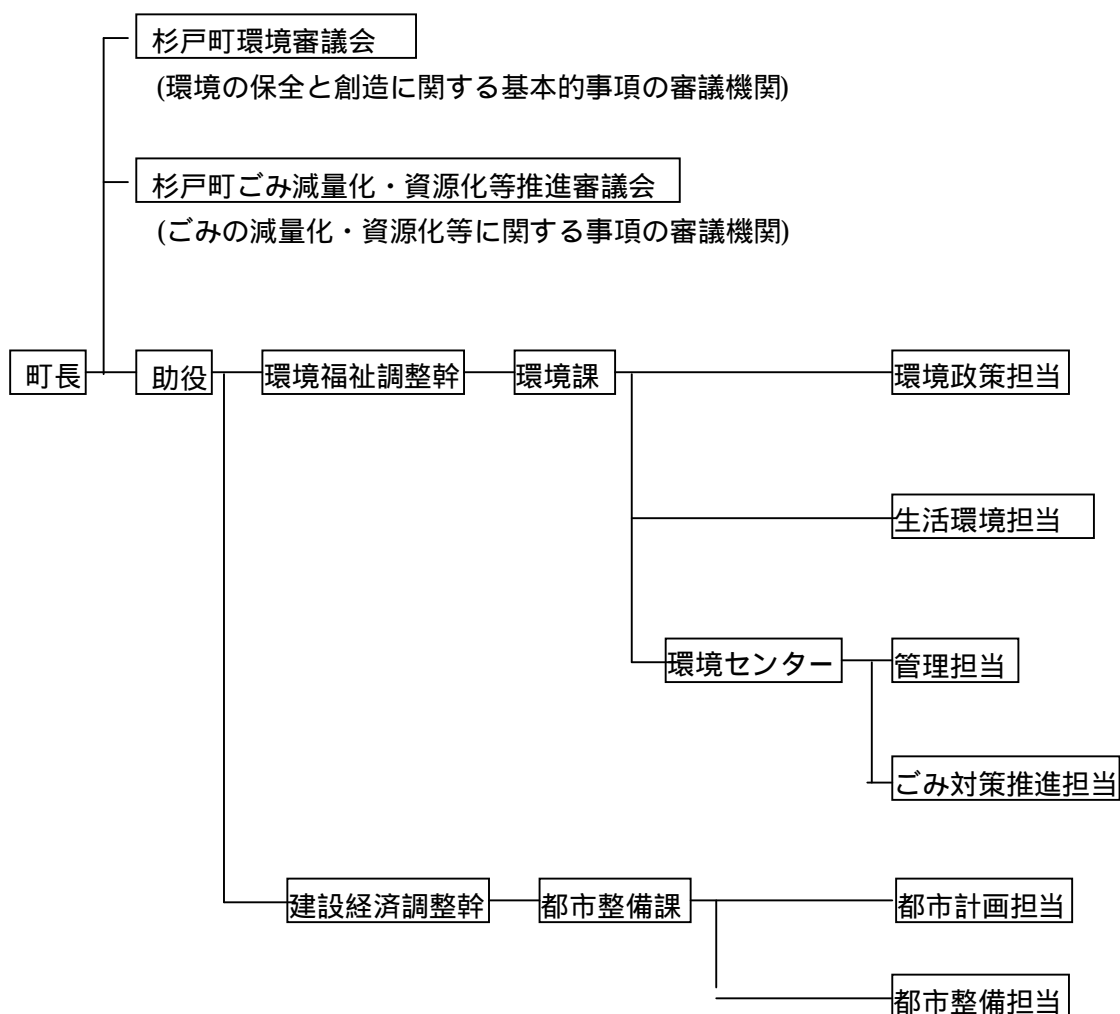
第2節 環境行政の概要

1 環境行政のあゆみ

年 月	国・県の動き	杉戸町の動き
S 3 7 . 5	埼玉県公害防止条例制定	
4 2 . 8	公害対策基本法制定	
4 3 . 6	大気汚染防止法制定	
"	騒音規制法制定	
"	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定	
4 5 . 1 2	水質汚濁防止法制定	
4 6 . 4		杉戸町污水处理施設設置及び管理条例施行
4 6 . 1 2		杉戸町あき地の環境保全に関する条例制定
4 9 . 5		杉戸町大気汚染緊急時対策実施要綱施行
5 0 . 1 0		杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
5 1 . 6	振動規制法制定	
5 8 . 3		杉戸町家庭生ごみ処理施設設置補助金交付要綱施行
H 4 . 7		杉戸町合併浄化槽設置整備事業奨励補助交付要綱施行
"		杉戸町資源回収奨励金交付要綱施行
5 . 2		杉戸町資源回収業者助成金交付要綱
5 . 3		一般廃棄物処理基本計画策定
5 . 1 0		杉戸町ごみ減量化・資源化等推進審議会設置条例施行
5 . 1 1	環境基本法制定	
6 . 1 2	埼玉県環境基本条例制定	家庭生ごみ処理施設設置補助金交付要綱(改正)
"	埼玉県環境影響評価条例制定	
7 . 4	容器包装リサイクル法制定	
7 . 1 0		杉戸町の樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱施行
8 . 2	埼玉県環境基本計画策定	
8 . 3	埼玉県地球温暖化対策地域推進計画策定	
8 . 4		杉戸町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱施行
8 . 1 2	埼玉県分別収集促進計画策定	
9 . 3	彩の国ローカルアジェンダ21策定	
"	彩の国ごみゼロプラン策定	
9 . 6	環境影響評価法制定	
9 . 1 2	地球温暖化防止京都会議開催	

年 月	国・県の動き	杉戸町の動き
H10 . 4	埼玉県エネルギービジョン策定	杉戸町合併処理浄化槽設置指導要綱施行
10 . 10	地球温暖化対策の推進に関する法律公布	
11 . 4		杉戸町環境基本計画策定着手
11 . 5		杉戸町リサイクル推進員設置
12 . 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行	
12 . 2		生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱改正
12 . 2		資源回収団体奨励金交付要綱改正
"		資源回収業者助成金交付要綱改正
13 . 1	循環型社会形成推進基本法施行	
13 . 3		杉戸町環境現況調査報告作成
13 . 4	特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)	
"	グリーン購入法施行	
14 . 4	フロン回収破壊法施行	
"	埼玉県生活環境保全条例施行	
15 . 2	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行	
"	土壌汚染対策法施行	
15 . 3		杉戸町環境基本条例制定
"		杉戸町環境基本計画策定
"		杉戸町緑の基本計画策定
"		杉戸町環境保全率先実行計画策定
15 . 10	資源有効利用促進法(パソコンリサイクル法)本格施行	
"	環境保全活動・環境教育推進法施行	
16 . 3		ISO14001認証取得
"		一般廃棄物処理基本計画策定

2 行政組織



3 事務分掌

環境課

環境政策担当

- 1 環境基本計画の進行管理に関すること
- 2 地球温暖化対策の推進に関すること
- 3 エネルギーに関すること

生活環境担当

- 1 空き地の環境保全に関すること
- 2 緑化推進に関すること

- 3 害虫駆除(農作物を除く)に関する事
- 4 鳥獣飼養許可及び有害鳥獣駆除に関する事
- 5 公害防止に関する事
- 6 環境管理事務所との連絡調整に関する事
- 7 墓地に関する事
- 8 埼玉斎場組合との連絡調整に関する事
- 9 し尿収集運搬及び処理業務に関する事
- 10 し尿浄化槽清掃業の許可に関する事
- 11 浄化槽の規制事務に関する事

管理担当 (環境センター)

- 1 環境センターの運営管理に関する事

ごみ対策推進担当 (環境センター)

- 1 ごみの広域化に関する事
- 2 一般廃棄物(し尿を除く)の収集処理業務に関する事
- 3 一般廃棄物(し尿を除く)の処理手数料に関する事
- 4 一般廃棄物処理業の許可に関する事
- 5 倉松集積所の維持管理に関する事
- 6 資源物の分別及び再資源化に関する事
- 7 リサイクル活動の啓発及び推進に関する事
- 8 リサイクル推進員に関する事
- 9 リサイクルセンター施設の維持管理に関する事
- 10 ごみ減量化・資源化等推進審議会に関する事

都市整備課 (環境関連のみ掲載)

都市計画担当

緑の基本計画の進行管理に関する事

都市整備担当

公園緑地の整備及び管理に関する事

4 審議会

(1) 杉戸町環境審議会

杉戸町環境審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する基本的事項について審議することを目的として設置されました。この審議会は、一般公募を含め、環境に関係の深い団体代表や識見者等15名で構成されています。

設置初年度は、町長より諮問のあった環境基本計画(案)に対し審議が行われました。平成14年3月に制定された「杉戸町環境審議会条例」は、平成15年3月に制定された「杉戸町環境基本条例」に吸収され、現在、その条例の第3章に設置根拠を置いています。

杉戸町環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属機関等
1号委員 (関係団体を代表する者)	大岡 嘉一	リサイクル推進員連絡協議会幹事
	大墨 タエ	杉戸町暮らしの会会長
	坂本 正博	杉戸エコグリーン会長
	白石 茂	JA 埼玉みずほ杉戸青年部部長
	高橋 明	杉戸町商工会副会長
2号委員 (関係行政機関の職員)	小松 茂彦	埼玉県東部環境管理事務所所長
3号委員 (識見を有する者)	田野 實	環境省環境カウンセラー 埼玉県環境アドバイザー
	中村 利美	(財)化学物質評価研究機構 環境技術部技術第三課長
	森 真知子	彩の国ナチュラリスト
4号委員 (環境保全に関心の高い者)	大田原 文江	公募
	木村 芳裕	公募
	倭文 充子	公募
	田中 毅彦	公募
	藤村 義雄	公募
	渡辺 光子	公募

(任期：平成14～15年度)

環境審議会開催状況

平成14年 7月30日 委嘱式、諮問、計画素案の説明及び素案に対する住民意見説明
 平成14年 9月25日 個別意見の検討、住民意見への対応案検討
 平成14年10月24日 個別意見の検討
 平成14年11月18日 答申案の検討
 平成14年12月18日 答申

平成16年3月23日 「杉戸町の環境」の概容報告

(2) 杉戸町ごみ減量化・資源化等推進審議会

ごみ減量化・資源化等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、一般廃棄物の減量化・資源化等に関する事項を調査・審議し、適正な廃棄物行政の施策を推進するために設置され、平成5年9月に条例制定されました。この審議会は、識見者、商工業者、住民組織を代表する者等15名で構成されています。